

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産の公売を行いますので、地方税法の規定によりその例によるとされている国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和7年7月30日

栃木市長 大川 秀子

記

公 売 の 方 法	期間入札
入 札 期 間	令和7年9月16日 午後1時00分 から 令和7年9月24日 午後1時00分 まで
公 売 の 場 所	KSI官公庁オークション
公売保証金の納付期限	令和7年9月12日 午後5時00分
開 札 の 日 時	令和7年9月24日 午後1時01分
開 札 の 場 所	KSI官公庁オークション
売 却 決 定 の 日 時	令和7年10月15日 午前10時00分
売 却 決 定 の 場 所	栃木市役所 収税課
買受代金の納付の期限	令和7年10月15日 午後2時30分
公 売 財 産 の 表 示	別紙1のとおり
公 売 保 証 金	50, 000円
見 積 価 額	450, 000円
適 格 請 求 書	発行不可
公売財産上の質権者、 抵 当 権 者 等 の 権 利 の 内 容 の 申 出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。
買受人の資格その他の要件	国税徴収法第92条及び第108条に該当しない者であること。 栃木市不動産等公売における暴力団排除要領第2(2)の暴力団関係者に該当しない者であること。
そ の 他 の 事 項	1 登記簿上の地積により公売します。 2 見積価格に達した入札がない場合には、直ちに再度入札を実施する場合があります。 3 公売の権利移転に伴う費用(所有権移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 4 買受代金納付後でも公売を取り消すべき理由があるときは、公売を取消します。 5 買受代金を納付しないときは、公売保証金を返還することはできません。 6 国税徴収法第104条の2及び第113条第2項の規定を適用します。
(注意) 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(市)は、担保責任等を負いません。 3 執行機関(市)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 6 賃貸借契約等の有無は不明です。 7 落札された場合であっても、権利移転に伴う費用を代金納付日までに納付いただけない場合、公売を中止させていただきます。ご了承ください。	

公売財産・見積価額及び公売保証金

(別紙1)

売 区 番	却 分 号	名 称	数 量	性 質 及 び 所 在	公売財産上の 賃借権等の 権利の内容	公売保証金	見積価額
栃木 7-4-1		土地	1筆	所在:茨城県筑西市黒子字東裏 地番:256番 地目:宅地 地積:129.90㎡	不明	50,000円	450,000円 (消費税 相当額含む)
		建物	1棟	所在:茨城県筑西市黒子字東裏256番地 家屋番号:256番 種類:居宅 構造:木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床面積:1階 58.51㎡ 2階 23.15㎡	不明		
				以下余白			